R2子幼認第3403号

令和3年3月31日

子ども・子育て支援新制度

対象施設・事業所設置者　様

仙台市子供未来局幼稚園・保育部認定給付課長

令和３年度　栄養士雇用補助金の補助要件の取扱いについて

　日頃より，本市の教育・保育行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして，令和3年度は下記のとおりの取扱いといたしますのでご確認ください。

記

１．栄養士雇用補助金における補助要件の取扱いについて

当該補助金において1日当たりの勤務時間数に加えて，1月当たり20日以上の勤務としている補助要件に対して，補助対象年度において，平日の日数が19日以下の月については，当該月の平日の日数を満たせば当該月において補助金の対象とすること。

２．令和3年度の平日の日数について

　　　令和3年5月，令和4年1月，2月については，平日の日数が19日以下の月であることから，対象職員の勤務日数が下表の日数を満たした場合，当該月において補助の対象とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 平日の日数 | 月 | 平日の日数 |
| 令和3年4月 | 21日 | 10月 | 21日 |
| 5月 | 18日 | 11月 | 20日 |
| 6月 | 22日 | 12月 | 20日 |
| 7月 | 20日 | 令和4年1月 | 19日 |
| 8月 | 21日 | 2月 | 18日 |
| 9月 | 20日 | 3月 | 22日 |

　　　　※年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

　　　　※平日の日数が20日以上の月については，従前のとおり，勤務日数が20日以上の場合に補助の対象とする。

【お問い合わせ先】認定給付課給付係

TEL：022-214-8041